

三次市立三和小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市の小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市立三和小学校においては、小中の義務教育9年間、一貫した生徒指導を行うため、三和中学校と連携するとともに、本校の教育目標を実現させるために、生徒指導規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、三次市立三和小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成を目指して、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、通学違反については、特別な指導をする。

- ①通学班での登下校を原則とする。
- ②集合時刻、交通ルール、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を通して登下校を行う。
- ③スクールバスによる通学は、集合時刻、交通ルール、車内でのルールを守って登下校する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをす

るために、登下校等に関する規程を定める。

- (1)登校時刻は、午前8時20分とし、教室に入り着席する。
- (2)欠席の場合、午前8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3)遅刻の場合、午前8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
- (4)早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。また、体調不良等で早退しなければならない場合、保護者と連絡をとり、原則、保護者に迎えに来てもらう。
- (5)原則、登校したら、下校時刻までは校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

(1)髪形

- ①前髪は、目にかからない長さとする。
- ②肩にかかる場合は、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。飾りのついたピンやリボン等は使用しない。

(2)染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ・不自然な髪型等はしない。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次の指導をする。

- (1)口紅、色付きリップ、マスカラ等の化粧類
- (2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具
- (4)眉毛のそり落とし、眉毛の加工

※(1)から(4)の項目において特別な理由なく違反

があった場合は、保護者の責任で元に戻し、児童には特別な指導を行う。

- (5)携帯電話や情報通信機器（学校が貸し出すタブレット端末を除く）、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子（ジュース、アメ、ガム等）、装飾品、ナイフやライター等の危険物等の持ち込みを禁止とする。

※(5)の項目において違反があった場合は、学校で預かり保護者に渡す。児童には特別な指導を行う。

（指導・身なり等）

第6条 通学服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める通学服を着用する。違反があった場合は、保護者の責任において改善を行う。児童には特別な指導を行う。

(1)通学服

- ①冬服 学校の服装の規程に準ずる。
- ②夏服 学校の服装の規程に準ずる。

(2)シャツ・ポロシャツ

- ①シャツ出しはしない。
- ②衛生面、健康面を考慮して、下着を着用する。

(3)セーター・ベスト・カーディガン

- ①制服の袖や裾からからはみ出さない。
- ②気候や体調に合わせてシャツやブラウスの上にベストを着用してもよい。

(4)靴下

- ①靴下は、白色、黒色・紺色とする（ワンポイント可）。長さは、足首が隠れ、膝下までのものとする。

(5)通学靴

- ①運動に適したシューズとする。登下校や学習で使用するから機能的なシューズを使用する。かかとを踏まない。
- ②雨天時や降雪時は、長靴を使用してよい。

(6)上履きについて

- ①かかとを踏まない。

2 生徒指導

指導を繰り返し受ける児童の場合、特別な指導を行う。

(1)授業や学校生活

- ①時間（チャイムの合図）を守る。
- ②授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にする。

(2)休憩時間

- ①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
- ②他学年の教室や特別教室には、勝手に入らない。
- ③学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。

(3)保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用できる。体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

注) 虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。また、保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4)教育相談

- ①学校は、教育相談内容により、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。また、学校相談窓口の利用を進める。

(5)その他

- ①学校内の施設設備、備品等を破損した場合は、原則弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

（校区外の生活）

この章については、保護責任の観点から記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す児童の場合は、特別な指導を行う。

第7条 校区外の生活については次のことを指導する。

- (1)児童だけで町外へ外出しない。
- (2)児童だけで娯楽施設へ入店しない。(カラオケボックス, ゲームセンター, インターネットカフェ, ボウリング場, マンガ喫茶, ビデオ取扱店, 映画館, 大型店舗内のゲームコーナー, レンタルビデオ取扱店等)
- (3)児童だけで外泊や夜間徘徊をしない。
- ①保護者は, 夜間, 児童を外出させないようにする。
- ②保護者は, 広島県青少年健全育成条例により, 娯楽施設の利用にあたっては, 同伴の場合であっても, 夜間の利用はしないようにする。
- (4)情報通信機器
- ①本市は, 学校への携帯電話の持込を原則禁止している。これを受け, 本校でも携帯電話の持ち込みを原則禁止する。
- ②携帯電話等の情報通信機器について, 家庭でのルールづくり, 情報通信機器(パソコン・ゲーム機等)のフィルタリングに努める。
- (5)酒・たばこ類等の購入
- ①保護者は, 酒, たばこ類を児童に購入させない。
- (6)危険箇所への立入り
- ①保護者は, 立入り禁止箇所や廃屋, 池等危険が予想される場所に児童を立入らせないようにする。
- (7)交通違反
- ①道路交通法に違反させないようにする。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは, 学校においても許されない」ことであり, 児童が起こした問題行動を反省させ, 事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り, 適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として, 問題行動を起こした児童には, 教育上, 必要と認められる場合は, 特別な指導を行う。但し, 発達段階や常習

性も配慮し指導を行う。

(1)法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物破損
- ⑤交通違反
- ⑥性に関するもの
- ⑦薬物等乱用
- ⑧刃物等所持
- ⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2)学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為(対教師・児童間・対人・器物損壊)
注)相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。(体当たりや腕で突く等)
- ②喫煙・飲酒及び準備行為(購入・所持・行為)
- ③いじめ
いじめの定義「児童等に対して一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって, その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
- ④登校後の無断外出, 無断早退
- ⑤指導に従わない(私語・怠惰・指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等)
- ⑥携帯電話等の情報通信機器の持込み(学校が貸し出すタブレット端末を除く, 許可申請を除く)
- ⑦学習等に必要のない不要物持込み
- ⑧不正行為(テスト等のカンニング等)
- ⑨家出及び深夜徘徊
- ⑩金品強要
- ⑪無免許運転及び同乗
- ⑫無断アルバイト
- ⑬暴走族等, 関係団体への加入及び参加
- ⑭不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み

⑯その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導等）

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

（1）説諭による指導

①口頭による説諭指導（短時間での指導）

（2）学校反省指導

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③奉仕作業による反省指導

（1日→3日→5日）

④教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

⑤保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑥学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第10条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

（1）反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受ける。

②反省指導期間中にある学校行事への参加は、別途協議する。

（反省指導の期間）

第11条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返

し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第12条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施に当たっては、次の事項について明確にする。

（1）特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

（2）特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

（3）特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

（4）法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

（反省指導の内容）

「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

（規程の周知）

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問等を通じて、周知徹底を図る。

（附則）

この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より改正する。
この規定は、平成31年4月1日より改正する。
この規定は、令和2年4月1日より改正する。
この規定は、令和3年4月1日より改正する。
この規定は、令和4年4月1日より改正する。
この規定は、令和5年4月1日より改正する。